

平戸市飲食店衛生向上トイレ改修支援事業補助金

【令和3年度予算額：15,000千円】

【事業内容】

市内飲食店がトイレ内での接触を可能な限り低減する等の新型コロナウイルス感染症拡大対策の一環としてトイレ改修を実施する場合に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

【対象者】

- 市内で飲食店を営んでいる中小企業者(個人事業主を含む)
- 市内の飲食店舗を所有している中小企業者(個人事業主を含む)
- その他要件あり

【補助対象事業】

- (1)既に自動開閉式便座(和式は除く。)を設置している店舗については、下記(3)の(ア)から(カ)までの内、2項目以上の工事を実施することが要件
- (2)自動開閉式便座(和式は除く)を未設置の店舗については、自動開閉式便座(和式は除く。)を設置し下記(3)の(ア)から(カ)までの内、1項目以上の工事を実施することが要件
- (3)その他の補助対象工事
 - (ア) 洗面所の自動水栓設置に係る工事
 - (イ) 抗ウイルス対策用壁紙の貼替等の工事
 - (ウ) イオン発生装置の設置に係る工事
 - (エ) 換気扇やウイルス除去機能付きエアコン等の設置に係る工事
 - (オ) センサー付き照明の設置に係る工事
 - (カ) 上記(ア)から(オ)の他、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資すると認められる工事

【補助対象経費】

- (1)改修工事費(付帯設備の改修工事含む。)
- (2)機械装置の購入に要する経費(中古品を除く)
- (3)機械装置等の整備や据付け、運搬に不可欠な経費

※消費税及び地方消費税は対象外。

【補助率、補助額】

- 対象経費の10分の8以内で、1店舗当たり100万円を限度
- 合併浄化槽を同時設置する場合は対象経費の10分の9以内で、1店舗当たり100万円を限度

※補助対象経費の合計額が30万円に満たない場合は補助対象外

【その他注意事項】

- 施工業者は市内事業者とすること
- 補助事業が完了した日から起算して30日以内、又は令和4年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告を行うこと

【問い合わせ先】

Tel22-9141 商工新産業班 担当:森、瀧下

※補助金の詳細については、今後変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。